（注記事項）

固定資産の減損関係

⑴　減損を認識した固定資産

①　固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

名　　称	用　途	種　類	場　　所	帳簿価額（減損前）	減損損失	帳簿価額（減損後）
真空包装装置等	技術調査用	機械装置	大阪府大阪市北区	66,972,917円	66,972,909円	8円
圧穿機用金型等		工具器具備品		8,010,416円	8,010,409円	7円

②　減損の認識に至った経緯等

真空包装装置等の機械装置及び圧穿機用金型等の工具器具備品は、技術調査用機械等として保有していたものですが、平成26年３月をもって当該技術調査が一旦終了したため、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じたことから、減損を認識しました。回収可能サービス価額は、正味売却価額を採用し、資産１件につき備忘価額１円とし、帳簿価額との差額を減損損失として計上いたしました。

⑵　使用しないという決定を行った固定資産

①　固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額の概要

施　設　名	用　途	種　類	場　　所	帳簿価額（25年度末現在）
本局・北宿舎１・２号棟	職員の宿舎	建物	大阪府大阪市北区	24,423,126円
東京支局・北宿舎		建物	東京都豊島区東池袋	9,972,213円
		土地		673,452,000円
東京支局・南宿舎		建物		7,880,631円
		土地		3,214,372,000円
東京支局・西巣鴨宿舎		建物	東京都豊島区西巣鴨	30,876,984円
		土地		783,792,000円
東京支局・新座宿舎		建物	埼玉県新座市菅沢	37,973,871円
		土地		193,426,765円
広島支局・西山宿舎		建物	広島県広島市佐伯区皆賀	27,905,969円
		土地		52,669,011円

㈱　これらの固定資産については、使用しなくなる時期は未定です。

②　使用しないという決定を行った経緯及び理由

独立行政法人の職員宿舎の見直し計画（平成24年４月３日行政改革実行本部決定）を踏まえ、職員宿舎の見直し実施計画を策定し、廃止する宿舎を具体的に決定したため。

なお、東京支局宿舎については、職員宿舎の見直し計画において、東京支局移転予定地への集約化を行うこととしております。

③　将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

建物については資産１件につき備忘価額１円、土地については外部専門家の評価額を回収可能サービス価額として、減損額を算出することを予定しています。

⑶　使用可能性が著しく低下する見込みの固定資産

①　固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額の概要

施　設　名	用　途	種　類	場　　所	帳簿価額（25年度末現在）
東京支局・庁舎及び工場	事業用	建物	東京都豊島区東池袋	230,353,115円
		構築物		20,655,715円
		機械装置		262,453,072円
		車両運搬具		2,604,134円
		工具器具備品		40,027,505円
		土地		15,302,832,768円

②　認められた減損の兆候の概要

東京支局については移転が予定されており、将来的に現在地での操業の廃止が見込まれるため減損の兆候が認められます。しかし、保守管理が経常的に行われており、かつ、年度計画等においても将来の使用稼働が確実に見込まれているため、減損は認識しておりません。

不要財産に係る国庫納付関係

⑴　不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

資　　産	種　類	帳簿価額	国庫納付額	減　資　額
広島支局・観音宿舎（一部）（庁舎分室・４号棟）	土地・建物等	223,243,396円	223,243,396円	509,914,508円

⑵　不要財産となった理由

当該資産については、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）及び第２期中期計画を踏まえ、保有資産の見直しを実施した結果、広島支局・庁舎分室については平成22年度末に、広島支局・観音宿舎４号棟については平成23年度末に廃止した資産であり、今後活用する見込みがないため。

⑶　国庫納付の方法

現物納付

⑷　譲渡収入による現金納付を行った資産に係る譲渡収入の額及び国庫納付に当たり譲渡収入により控除した費用の額

なし

⑸　国庫納付が行われた年月日

平成25年６月27日

金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、余裕金の運用については預金、国債、地方債、政府保証債及び譲渡性預金に限定しており、有価証券及び投資有価証券については、地方債、政府保証債及び譲渡性預金のみを保有しており、株式等については保有しておりません。